

(健Ⅱ94F)

平成30年8月3日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する
技術上の指針の一部改正について

今般、標記の件について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて通知がなされました。

本件は、高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル（目に見えない細かな水滴）を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するための改正を行うものであり、詳細は別添をご参照下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健感発 0803 第 2 号
平成 30 年 8 月 3 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課長

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する
技術上の指針の一部改正について（通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 30 年 6 月 15 日の厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成 15 年厚生労働省告示第 264 号。以下「指針」という。)を別添のとおり改正しましたので、下記のとおり通知いたします。

つきましては、今般の改正の趣旨を踏まえ、感染症対策の一層の推進を図っていただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県等の社会福祉施設等を所管する部局にも周知を行っておりますので、必要に応じ連携を図っていただくようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル（目に見えない細かな水滴）を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するための改正を行うもの。

第 2 主な改正内容

新たに加湿器による衛生上の措置に関する項目を設け、エアロゾルを発生させる加湿器の衛生上の措置に関する基本的考え方、構造設備上の措置及び維持管理上の措置について定める。

第 3 適用期日

平成 30 年 8 月 3 日

○厚生労働省告示第二百九十七号 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）第九の二の三の規定に基づき、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成十五年厚生労働省告示第二百六十四号）の一部を次の表のように改正する。 平成三十年八月三日 厚生労働大臣 加藤 勝信 （傍線部分は改正部分）	
改正後	改正前
（略） 一方、レジオネラ属菌は、入浴設備、空調設備の冷却塔、給湯設備、加湿器等の水を使用する設備に付着する生物膜に生息する微生物の細胞内で大量に繁殖し、これらの設備から発生したエアロゾルを吸入することによって感染することが知られており、衛生上の措置を講ずることによって、これらの設備を発生源とするレジオネラ属菌による感染を防止することができる。	（略） 一方、レジオネラ属菌は、入浴設備、空調設備の冷却塔、給湯設備等の水を使用する設備に付着する生物膜に生息する微生物の細胞内で大量に繁殖し、これらの設備から発生したエアロゾルを吸入することによって感染することが知られており、衛生上の措置を講ずることによって、これらの設備を発生源とするレジオネラ属菌による感染を防止することができる。

本指針は、レジオネラ症の感染源となる設備において講ずべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症を予防することを目的とするものである。

第一 レジオネラ症を予防する対策の基本的考え方

レジオネラ症を予防する対策の基本は、レジオネラ属菌が繁殖しやすい状況を作ることができるだけなくし、これを含むエアロゾルの飛散を抑制する措置を講ずることである。特に、多数の者が利用する公衆浴場、宿泊施設、旅客船舶等の施設又は高齢者、新生児及び免疫機能の低下を来す疾患にかかっている者が多い医療施設施設、社会福祉施設等においては、入浴施設、空気調和設備の冷却塔、給湯設備、加湿器等における衛生上の措置を徹底して講ずることが必要である。

一 これらの設備の衛生上の措置としては、次に掲げる観点から、構造設備及び維持管理に係る措置を講ずることが必要である。

1
3
略

第三 空気調和設備の冷却塔における衛生上の措置

二 空気調和設備の冷却塔における衛生上の措置に関する基本的考え方

略

冷却塔内では、冷却水が熱を放出してその一部が蒸発するため、冷却水中の炭酸カルシウムやケイ酸マグネシウム等の塩類が濃縮されたスケールと呼ばれる物質が冷却塔内の充てん剤等に析出し、微生物が付着しやすい環境を醸成する。また、冷却塔内は、日射、酸素の供給、大気への開放など微生物や藻類の繁殖に好適な環境となっているため、レジオネラ属菌が繁殖しやすい環境を提供することになる。そのため、スケール及びスライムの生成を抑制し、除去を行うことが必要である。

本指針は、レジオネラ症の感染源となる設備において講ずべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症の発生を防止することを目的とするものである。

第一 レジオネラ症の発生を防止する対策の基本的考え方

レジオネラ症の発生を防止する対策の基本は、レジオネラ属菌が繁殖しやすい状況をできるだけなくし、これを含むエアロゾルの飛散を抑制する措置を講ずることである。特に、多数の者が利用する公衆浴場、宿泊施設、旅客船舶等の施設又は高齢者、新生児及び免疫機能の低下を来す疾患にかかっている者が多い医療施設、社会福祉施設等においては、入浴設備、空調と設備の冷却塔及び給湯設備における衛生上の措置を徹底して講ずることが重要である。

一 これらの設備の衛生上の措置としては、次に掲げる観点から、構造設備及び維持管理に係る措置を講ずることが重要である。

1
3
略

第三 空気調和設備の冷却塔における衛生上の措置

二 空気調和設備の冷却塔における衛生上の措置に関する基本的考え方

略

冷却塔内では、冷却水が熱を放出してその一部が蒸発するため、冷却水中の炭酸カルシウムやケイ酸マグネシウム等の塩類が濃縮されたスケールと呼ばれる物質が冷却塔内の充てん剤等に析出し、微生物が付着しやすい環境を醸成する。また、冷却塔内は、日射、酸素の供給、大気への開放など微生物や藻類の繁殖に好適な環境となっているため、レジオネラ属菌が繁殖しやすい環境を提供することになる。そのため、スケール及びスライムの生成を抑制し、除去を行うことが重要である。

三二
維持(略)

維持管理上の措置として、次に掲げる措置を講ずることが必要である。

1 冷却塔に供給する水を水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第四条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。

2 冷去塔の使用開始時及び使用期間中は、一か月に一回以上、冷却塔及び冷却水の汚れた状況を点検し、必要に応じ、冷却塔の清掃及び換水等を実施するとともに、一年に一回以上、清掃及び完全換水を実施すること。また、必要に応じ殺菌剤等を冷却水に加えて微生物や藻類の繁殖を抑制すること。

第一四

糸湯設備における衛生上の措置に関する基本的考え方

給湯設備においては、湯温の制御がレジオネラ属菌による汚染を防止する上で最も必要である。

また、湯水が貯湯槽や給湯のための配管内で滞留することによってレジオネラ属菌をはじめとする微生物が繁殖しやすくなる。そのため、特に、循環式の中央式給湯設備においては、同設備に湯水が滞留することを防止するための措置を講ずることが必要である。

二
●
三
略

五 加湿器における衛生上の措置
二 加湿器における衛生上の措置に関する基本的考え方

加湿器を発生源とするレジオネラ症は、国内では報告例は少ないが、新生児室、高齢者施設等における感染例が報告され、海外でも同様の事例が報告されており、感染源として留意することが必要である。

加湿器の種類には、主に建築物の空気調和設備に組み込まれているもの（以下「加湿装置」という。）及び家庭等で使用される卓上用又は床置き式のもの（以下「家庭用加湿器」という。）がある。

三二
維持(略)

冷却塔の使用開始時及び使用期間中は一月以内ごとに一回、定期的に冷却塔及び冷却水の汚れの状況を点検し、必要に応じ、冷却塔の清掃及び換水等を実施するとともに、一年に一回以上、清掃及び完全換水を実施すること。また、必要に応じ、殺菌剤等を冷却水に加えて微生物や藻類の繁殖を抑制すること。

第一四

糸湯設備における衛生上の措置に関する基本的考え方

給湯設備においては、湯温の制御がレジオネラ属菌による汚染を防止する上で最も重要である。

また、湯水が貯湯槽や給湯のための配管内で滞留することによってレジオネラ属菌をはじめとする微生物が繁殖しやすくなる。そのため、特に、循環式の中央式給湯設備においては、同設備に湯水が滞留することを防止するための措置を講ずることが重要である。

三三三
略

新設

第七 (略)	加湿器では、タンク内等において生物膜が生成されることよって、レジオネラ属菌をはじめとする微生物が繁殖しやすくなる。そのため、加湿器のタンク内等に付着する生物膜の生成を抑制し、その除去を行うことが必要である。 二 構造設備上の措置 構造設備上の措置として、次に掲げる措置を講ずることが必要である。 1 加湿装置には、加湿方式に応じた水処理装置を設置し、点検及び清掃を容易に行うことができる構造とすること。 2 家庭用加湿器は、部品の分解及び清掃を容易に行うことができる構造とすること。 三 維持管理上の措置 維持管理上の措置として、次に掲げる措置を講ずることが必要である。 1 加湿装置に供給する水を水道法第四条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。 2 加湿装置の使用開始時及び使用期間中は、一か月に一回以上、加湿装置の汚れの状況を点検し、必要に応じ加湿装置の清掃等を実施するとともに、一年に一回以上、清掃を実施すること。 3 加湿装置の使用開始時及び使用終了時に、水抜き及び清掃を実施すること。 4 家庭用加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること。 第六 その他の設備の衛生上の措置 入浴設備、空気調和設備の冷却塔、給湯設備及び加湿器以外であっても、エアロゾルを発生させる機器及び設備について、第一の二に基づき、適切な衛生上の措置を講ずることが必要である。
第六 (略)	第五 その他の設備の衛生上の措置 入浴設備、空気調和設備の冷却塔及び給湯設備以外であっても、エアロゾルを発生させる機器及び設備について、第一の二に基づき、適切な衛生上の措置を講ずることが必要である。